

伊根町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月15日

伊根町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

伊根町の農地は、一部平地で団地化している農地があるものの、その他は中山間地にあり、農業経営及び農地管理上の課題が多く、また地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、担い手不足が深刻であり、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、伊根町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づく年度ごとに定める「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年4月)	113ha	0.28ha	0.2%
2年後の目標 (平成32年4月)	113ha	0.1ha	0.1%
目 標 (平成35年4月)	113ha	0.1ha	0.1%

注1：管内の農地面積は、2015年農林業センサスにおける耕地面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・推進委員等による農地法第30条第1項の規定による「利用状況調査」と農地法第32条1項の規定による「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成28年5月25日付け28経営第509号)

に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、定期的な農地パトロール等にかかわらず適宜実施する。

- ・利用意向調査は、推進委員等の戸別訪問による相談活動を基本に利用意向の確認を行う。
- ・利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳システムに反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を積極的に行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 30 年 4 月)	1 1 3 h a	6 2 h a	5 5 %
2 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	1 1 3 h a	6 5 h a	5 8 %
目 標 (平成 35 年 4 月)	1 1 3 h a	6 8 h a	6 0 %

注 1：管内の農地面積は、2015 年農林業センサスにおける耕地面積

担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (平成 30 年 4 月)	2 1 7 (1 9 戸)	1 9 経営体	1 経営体	2 団体
2 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	2 1 7 (2 0 戸)	2 0 経営体	2 経営体	2 団体
目 標 (平成 35 年 4 月)	2 1 7 (2 1 戸)	2 1 経営体	3 経営体	3 団体

注 1：「総農家数（うち主業農家数）」は、2015 年農林業センサスの数値を使用している。

注 2：「担い手」は、伊根町地域整備課資料による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「京力農場プラン」の策定・見直しへの連携について

- ・農業委員会は、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中核的担い手を含め、それぞれの農業者の意思と地域の状況に照らした実現性のある「京力農場プラン」の策定と見直しを推進する伊根町と連携し取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

- ・農業委員会は、伊根町、京都府農地中間管理機構と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）期間満了を迎える利用権設定の農地等について情報収集を行い、「京力農場プラン」の策定・見直しを通じて、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえた調整等に取り組む。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。
- ・農地利用はされているが、利用権の設定がされていない農地については、積極的に設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 30 年 4 月）	0 人 （0 ha）	0 法人 （0 ha）
2 年後の目標 （平成 32 年 4 月）	1 人 （0. 5 ha）	1 法人 （1. 0 ha）
目 標 （平成 35 年 4 月）	1 人 （0. 5 ha）	1 法人 （1. 0 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・京都府、京都府農業会議、京都府農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地案内や相談業務を行う。
- ・伊根町、関係機関と連携し、集落営農組織や法人設立への相談業務や促進を行う。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに後見人等の役割を担う。